平成２８年（フ）第２０４号
岡山県浅口市金光町佐方525番地10　タウニー樹Ａ101
債務者　吉田小夕里（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６６６号
埼玉県川越市東田町12番地５（レモンハウス川越210号室）
債務者　田口　裕邦
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４５７号
相模原市南区上鶴間本町４丁目14番22号　スカイハイツ渋谷１　102
債務者　小林　政利
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４８２号
相模原市中央区中央６丁目８番６号　マンション来夢来人303
債務者　桐生　智史（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４８８号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目23番20号　ビバリーヒルズ緑ケ丘102号
債務者　松本　幸雄
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４８９号
相模原市中央区東淵野辺５丁目20番15号　コスモヒルズ東淵野辺208号
債務者　田島　昭二
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４９０号
相模原市南区上鶴間６丁目27番５号　フロレスタ401
債務者　佐藤あずさ
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４９９号
相模原市中央区南橋本２丁目13番９号　パストラル南橋本203号
債務者　浅野　たけ
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３９２号
静岡県浜松市東区上西町1279番地の13
債務者　能村　智也
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
沖縄県石垣市新栄町53番地13　ドリームハイツ海５－Ｉ
債務者　照屋　雄二
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第４５８号
岡山県玉野市玉原２丁目21番１―102号
債務者　小山　良治
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５９号
岡山県玉野市玉原２丁目21番１―102号
債務者　小山　泰子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６０号
岡山県玉野市玉原２丁目21番１―102号、前住所神戸市中央区生田町２丁目１番６号　ハイツ生田305号
債務者　小山　知範
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６９号
岡山市中区赤田121番地１レオパレス赤田207、前住所岡山県備前市東片上1294番地３
債務者　草加あゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８７号
沖縄県沖縄市古謝津嘉山町24番１号　コーポにらい103
債務者　金城夕里奈
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１２３９号
東京都清瀬市松山３丁目15番１号ベルメゾン清瀬102号
債務者　鈴木　　寛
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部